

指令水第 416 号

島根県松江市御手船場町 575 番地
漁業協同組合 J F しまね
代表理事会長 岸 宏 様

令和 3 年 5 月 24 日付け 3 漁しまね第 24 号で提出のあった業務改善計画に関する令和 3 年 7 月 15 日付け 3 漁しまね第 44 号による報告について、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 122 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（農林水産大臣に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する農林水産大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

令和 3 年 7 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

記

1 報告を求める事項

- (1) 令和 3 年 3 月 5 日付け農総第 961 号で交付した検査書では、法人税等、消費税等の申告が遅延し無申告加算税を支出するに至った原因として、会長の長期不在による業務遅延を指摘している。令和 3 年 7 月 15 日付け 3 漁しまね第 44 号の記の 1 の（4）について、において電子申告について説明しているが、原因となっている会長の長期不在による業務遅延に対する再発防止策が示されていない。原因に対する長期的な視点での再発防止策について、貴組合の考え方。
- (2) 令和 3 年 7 月 15 日付け 3 漁しまね第 44 号の記の 1 の（5）について、において、文書により指示を行ったことで再発防止を図っている旨の報告がなされているが、今後の人事異動等を考慮し、長期的な視点での再発防止策が示されていない。周知が徹底されていなかったことに対する長期的な視点での再発防止策について、貴組合の考え方。
- (3) 令和 3 年 7 月 15 日付け 3 漁しまね第 44 号の記の 1 の（6）について、において、人事異動及び業務遂行にあたり、資格の有無の確認が不十分であった旨の報告がなされているが、再発防止策が示されていない。資格の有無の確認が不十分であった

ことに対する長期的な視点での再発防止策について、貴組合の考え方。

- (4) 令和3年7月15日付け3漁しまね第44号の記の1の(7)について、において、謄写については、上告中であり、その判決を経て適正に対応する旨の報告がなされているが、職員による横領事件が発覚し、長期間にわたって不正な経理処理を発見できなかったことを考慮すると、健全な組合運営のため、監査の強化が求められており、裁判の状況にかかわらず、監査の実施方法を見直し、謄写についても監事に認めるべきと考えるが、貴組合の考え方。

2 報告の期限

令和3年8月20日(金)

3 報告の方法

書面(様式任意)